

1 本市への不当要求の件数（令和6年度）

区 分	内 容	法令遵守監察監に相談・報告のあった件数
職員の公正な職務の遂行を妨げる行為	(1) 許認可や行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為	
	(2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為	
	(3) 市の競争入札の参加資格を有する事業者に関し、その経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為	
	(4) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為	
	(5) 市が行おうとしている特定の法人その他の団体又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為	
	(6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、特定の法人その他の団体又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為	
暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為	(1) 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な行為ができない程度のけん撃行為	
	(2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為	
	(3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為	9
	(4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為	
	(5) 上記(1)～(4)に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為	11
合 計		20

※ 1件で複数の項目にまたがる相談等の場合は、複数の項目に計上している。

2 内部通報の相談状況（令和6年度）

内部相談窓口に対する相談			外部相談窓口（弁護士）に対する相談			合計
電話（メール）	手紙	面談	電話（メール）	手紙	面談	
1						1

受付した内部通報相談の処理状況

ア 調査等の結果是正措置を講じさせたもの	0 件
イ 調査等の結果通報内容が事実と違い是正措置が必要でなかったもの	0 件
ウ 調査中のもの	1 件